

一般財団法人 日本バックギャモン協会 会員規約

(総則)

第1条 総則

本規約は、一般財団法人日本バックギャモン協会（以下甲とする）の運営において、甲の定款第46条に定める維持会員についての甲と会員との間の規約を定めるものである。

甲は会員に事前の承認を得ることなく、本規約を随時変更することができるものとする。

(会員種別)

第2条 甲は維持会員の会員種別を以下のように分類するものとする。

1. 創設会員
2. 法人会員
3. 一般会員

(創設会員)

第3条 創設会員は、財団の維持発展のために寄付を行う個人の会員であり、寄付金額に応じてその種別は以下に分類される。

1. ダイヤモンド会員
2. サファイア会員
3. プラチナ会員
4. ゴールド会員
5. シルバー会員

創設会員は、その会員種別に応じ、第6条に定める正会員資格と第11条に定める設立会員特典、第12条に定めるコンシェルジュサービス特典を受けることができる。正会員資格と設立会員特典はダイヤモンド会員、サファイア会員、プラチナ会員は生涯の特典とし、ゴールド会員は寄付行為が行われた年度を含め10年、シルバー会員は5年の特典となる。コンシェルジュサービス特典は、いずれの会員も寄付行為が行われた年度を含めて5年間とする。入会金ならびに正会員資格が得られる期間の年会費は免除される。創設会員は、随時募集をするものとし、再度の申し込みを妨げない。

(法人会員)

第4条 法人会員は、甲の理念・活動内容に賛同し、相互に発展が期待できる組織について、理事会が認めた場合に入会できる。一口1万円とし、5口以上とする。

年間の寄付金額に応じて、第6条に定める正会員資格と第12条に定めるコンシェルジュサービス特典を受ける個人を複数登録することができる。登録できる人数については、第13条のポイント制度に定める。また、JBSニュース、Webサイトに寄付行為のあった日から年度末まで顕彰される。

(一般会員)

第5条 一般会員は、賛助会員、正会員、準会員、U25会員、U15会員、家族会員に分類される。

第6条 賛助会員ならびに正会員は甲の維持をはかるために入会金ならびに年会費を支払い、第9条に定める特典を受ける権利を有する。

第7条 準会員は、甲の維持をはかるために、入会金ならびに年会費を支払い、第10条に定める特典を受ける権利を有する。

第8条 U25会員・U15会員・家族会員

U25会員は、当該年度1月1日時点で25歳以下の会員であり、26歳になった翌年度1月1日から正会員か準会員かを選択し、会員を継続できる。

U15会員は、中学生以下の会員であり、中学卒業後翌年1月1日から自動的にU25会員として会員を継続できる。

家族会員は正会員の配偶者または一親等の親族ならびにその配偶者の会員である。家族でなくなった場合は、翌年度から正会員または準会員として継続できる。

それぞれ、正会員と同等の特典を得られる。

家族会員制度は2022年1月より適用され、2021年12月末まで、旧JBLで登録されていた家族会員の会費は無料が継続される。U25会員、U15会員は旧JBLからの会員更新の際に、U25会員、U15会員として継続される。

(会員特典)

第9条 賛助会員ならびに正会員は以下の特典が得られる。

- ・会員証の進呈
- ・JBS公認レーティングの取得と公開
- ・JBS公認段級位申請資格
- ・JBSルールブックの進呈（電子）
- ・JBSニュースの送付（電子）
- ・JBSニュース（紙面）の割引
- ・JBSショップの割引
- ・甲主催トーナメントの出場資格

- ・オンライントーナメントの出場資格
- ・甲認定インストラクター申請資格
- ・甲認定インストラクター講座受講資格

第10条 準会員は以下の特典が得られる。

- ・JBS公認レーティングの取得（公開なし）
- ・オンライントーナメントの出場
- ・JBSルールブックの進呈（電子）
- ・JBSニュースの送付（電子）

（設立会員特典）

第11条 創設会員は生涯（ダイヤモンド会員、サファイア会員、プラチナ会員）あるいは寄付行為のあった日の5年後の同月末（シルバー会員）（最大5年間）または10年後（ゴールド会員）の同月末（10年間）まで、設立会員特典を得られる。特典は以下の通りである。

1. 棋聖戦参加資格：棋聖戦については、別途棋聖戦規約に定める。
2. 特製キューブ：生涯に1回のみ贈呈される。
3. 会報および甲Webサイトへの氏名の顕彰
4. レーティング表での称号追記
5. 過去の会報の閲覧（過去のJBLニュースを含む）
6. タイトル戦ボード：ダイヤモンド会員には贈呈、サファイア・プラチナ会員は利用可能、ゴールド会員は有償にてVIPルームにて利用可能とする。
7. 家族会員について、ダイヤモンド会員は2名、サファイア・プラチナ会員は1名まで無料で登録できる。登録する家族は年度毎に変更できる。

（コンシェルジュサービス特典）

第12条 創設会員は寄付行為あった日から5年後の月末まで（5年間）、コンシェルジュサービス特典を受けることができる。また、創設会員でない正会員や法人会員が指定する個人も第13条に定めるポイント制度によってコンシェルジュサービス特典を受けることができる。

特典は以下の通りである。

1. 登録プロレッスン：ダイヤモンドは8時間（以降50%引）、サファイアは4時間（以降30%引）、プラチナは2時間（以降20%引）が無料となる。
2. タイトル戦参加費割引：ダイヤモンド50%OFF、サファイア30%OFF、プラチナ20%OFF
3. VIPルーム：ダイヤモンド、サファイア、プラチナ、ゴールドは無料で利用可

能、シルバーは50%割引で利用可能。タイトル戦開催時にタイトル戦ボードを置き、軽食、ソフトドリンクを用意する。

4. アンバサダーエリア：ダイヤモンド・サファイア・プラチナは利用可能。タイトル戦ボード、アルコールを含むドリンク、軽食、マッサージを用意する。ただし、満員時は入室が限られる場合があり、種別により時間制の導入や優先入場の措置をとることがある。
5. コンシェルジュサービス：ダイヤモンド・サファイアが利用可能で、大会の参加受付、ホテルの予約、食事の手配等が可能。SNSで担当者と直接やりとり可能。
6. 棋譜サービス：ダイヤモンド会員が利用可能で、タイトル戦で合計24時間、最大6日間棋譜取り担当者が隣に座ってPC等に棋譜を記録する。

(JBSポイント制度)

第13条 JBSポイント制度を以下のように定める。

1. JBSに寄付をした個人または法人やJBSショップでの購入、大会参加、運営協力等により、ポイントを獲得できる。
2. 当年度の累積ポイントにより翌年度のコンシェルジュサービス特典を受ける資格を得られる。
3. 年間16000ポイント以上のポイントのみ差額を翌年度に移行できる。
4. コンシェルジュサービス特典が得られるランクとポイントの条件は別途定める。
5. 個人会員の寄付によるポイント加算は寄付金額の日本円換算の5%とする。
6. JBSショップでの購入によるポイント加算は、購入金額の日本円換算の1%とする。
7. 大会参加によるポイントは大会参加費の日本円換算の1%とする。
8. 運営協力によるポイントは別途定める。
9. ポイント加算比率は会員の事前の承認なく、一時的または永続的に変更することができるものとする。
10. 法人会員は寄付額の日本円換算の2.5%とする。

法人会員が受けたポイントで、その法人に属する個人にコンシェルジュサービスを受ける正会員権利を与えることができる。ポイント数は、別表に示した通りとする。

(会 費)

第14条 年会費ならびに入会金を以下のように定める

1. 正会員の入会金は5,000円とし、準会員は3,000円とする。
2. U25会員、U15会員、家族会員は、入会金は免除される。
3. 入会金や年会費はキャンペーン等により減額されることがある。
4. 会員種別ごとの年会費を以下の通りとする。
賛助会員：15,000円
正会員：9,000円
家族会員：3,000円
U25会員：3,000円
U15会員：1,500円
準会員：3,000円
5. 年度の途中での入会の場合、1月～6月の入会の場合は1年分、7月～12月の入会の場合は半年分となる。入会金は、旧日本バックギャモン協会（以下乙とする）会員は免除とする。
6. 事前に乙の年会費を支払っている場合は、本人の申し出がない限り、自動的に甲の正会員として登録され、更新日の翌月を基準として、その年度末までの会費を甲が会員に請求する。
7. 設立時に創設会員を申し込んだ会員は、令和3年6月以降の会費を月割にして返金する。返金額は月額750円（学生会員は600円）とし、JBLニュースを紙面で配布する差額については、JBSニュースを紙面で配布する料金に補填する。
8. 会費は毎年12月10日時点での在籍状況に応じて12月26日に次年度分会費の引き落としを行う。会員継続を希望しない場合は、会員は12月9日までに甲事務局まで連絡をしなければならない。会費の返金は甲の瑕疵がない限り行わないものとする。

（会 報）

第15条 会報としてJBSニュースを毎月発行するが、会員以外でも購読することができ、会員は、電子購読について無料とする。また、法人会員は、カラー紙面の会報を、コンシェルジュサービス資格を与えられた会員数分を上限に希望数を指定の住所に送付する。

JBSニュースの購読料は以下の通りである。

電子：3,000円

紙面・カラー：12,000円

(資格の喪失ならびに除名)

第16条 退会、資格の喪失ならびに除名について以下のように定める。

1. すべての会員は退会、会費滞納、除名、死亡によって会員資格を喪失する
2. 退会は随時可能で、退会する旨を住所、氏名、生年月日、会員番号を記載した退会届を、電子署名または署名し甲に送付し、甲に到達した時点を持って退会とする。退会する際に年会費に返金を行わない。
3. 会費の有効期限から3カ月以内に会費が支払われない場合は、会費滞納として会員資格を喪失する。
4. 以下の行為があった場合は、理事会決議のもと除名されることがある。
 - (1) 甲の名誉を傷つける、あるいは甲の目的に反する行為があった場合
 - (2) 会員の品位を失うべき行為があった場合
 - (3) 反社会的勢力との繋がりが判明した場合
 - (4) 法令または公序良俗に違反する行為があった場合
 - (5) 犯罪行為に関連する行為があった場合
 - (6) その他、甲が不適切と判断する行為があった場合
5. 過去に会員資格を喪失または除名されたものが会員として復帰する場合には、理事会の承認が必要となり、入会金は再度徴収するものとする。

(個人情報の利用)

第17条 会員の個人情報については以下の目的のみに使用し、他に流用しないものとする。

- ・入会の審査
- ・会員への通知、紹介、案内、勧告、依頼、請求等の連絡業務

なお、退会時にはレーティング情報、会員在籍情報のみを保持し、翌年度にその他個人情報は破棄するものとする。

(その他)

第18条 その他事項を以下のように定める

1. 申込時の情報に変更があった場合は、すみやかに住所、氏名、生年月日、会員番号を記載したうえで甲に申し出るものとする。
2. 付与されるID／パスワードは会員が責任を持って管理する
3. 本規約に定めのない事項については、甲が都度判断し会員に示すものとする

(別紙)

創設会員資格と得られる特典については、Webの情報を正とする

ポイント制度

1年間で以下のポイントに達した会員は当年度または翌年度を選択し、コンシェルジュサービスを受けることができる。個人会員の場合、別途年会費が必要となるが、法人会員については、この限りではない。

16000ポイント：ダイヤモンド資格

8000ポイント：サファイア資格

4000ポイント：プラチナ資格

2000ポイント：ゴールド資格

1000ポイント：シルバー資格

運営協力ポイント（案）

例会運営：10ポイント/参加会員数・回

大会運営協力：300ポイント/日

ボード持参：100ポイント/日・ボード

その他ボランティアポイント：1ポイント～

(変更履歴)

2021年7月 新規作成

2024年10月 会報の改定